

10月1日 消費税の軽減税率制度がスタート

“免税事業者”でも対応が必要です!!

軽減税率(8%)の飲食料品の見分け方

消費税法における飲食料品とは、食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、品名、原材料名、内容量、賞味期限などが記載されている「食品表示ラベル」があれば飲食料品で8%であることが想定されます。なお、外食やケータリング等は軽減税率の対象外です。

【軽減税率対応チェック表】

【経 理】	売上だけでなく、仕入や経費についても、消費税率8%と10%を分けて管理できていますか。
【領 収 書】	「領収書」や「請求書」について、消費税率ごとに税額を表記できる領収書や請求書の用意はできていますか。
【価 格 表 示】	店内飲食とテイクアウトなど、新しいルールに基づいた値札や価格表を作っていますか。
【免税事業者】	「免税事業者だから、関係ない」と思ってませんか。

ひとつでも当てはまる場合は、対応が必要です。

京都商工会議所では、軽減税率制度への対応をわかりやすくまとめた小冊子を配布しています。お近くのビジネスサポートデスクまでお越しください。

セミナー情報

第11回 知恵ビジネスプランコンテスト

～知恵をカタチに、顧客を創造!～

本コンテストは、自社の強みや知恵を活かすことで顧客に新たな価値を提供しようとするビジネスプランを公募し、専門家等による様々な角度からの審査・評価を通じて、「知恵ビジネス」として認定・公表するものです。認定を受けた企業様には、プランの実行・実現に向けてきめこまかなハンズオン支援を行います。

公募期間

2019年9月17日(火)～10月17日(木)17時必着

公募対象

京都の特性や企業独自の強みを活かしながら、新たな知恵によってオリジナルのビジネスモデルや技術、あるいは商品・サービスを開発し、“顧客創造”を実現するビジネスプラン。

応募資格

京都府内に活動拠点を置き、京都商工会議所の経営支援を通じて、認定プランの実行・実現が見込まれる中小企業者(法人・個人事業者)

要項・申請書

<https://www.kyo.or.jp/chie/contest/>

※上記サイトよりダウンロードください。

問合せ

知恵産業推進課 ☎075-341-9781



第2回京商フューチャーセッション

「AIが育むスモールビジネス ～未来の会社のカタチとは?～」

参加無料

各分野で活躍している起業家の講演後、参加者同士で対話を行い、気づきや知恵を生み出すフューチャーセッション。今回は、メディアにも多数取り上げられているアイキュベータの松田社長と、パン屋向けAIレジ「Bakery Scan」で有名なブレインの神戸社長をお招きします。

日 時 2019年10月25日(金) 18:30～21:30

ゲスト講師 ①合同会社アイキュベータ 代表社員 松田 雄馬 氏

②株式会社ブレイン 代表取締役社長 神戸 壽 氏

場 所 京都経済センター 3階 3-F 会議室

定 員 各回50名

詳細・申込み http://www.kyo.or.jp/kyoto/ac/event_111724.html



松田 雄馬 氏

神戸 壽 氏



第3回 2020年1月31日(金) 18:30～21:30 「シェアリングエコノミーの可能性 ～分かち合いで生み出す新たな価値～」

ゲスト講師①：株式会社宙オリエンタル 代表取締役 梶原 裕美 氏
ゲスト講師②：株式会社ビザスク 代表取締役CEO 端羽 英子 氏

第4回 2020年2月29日(土) 14:00～17:00 「京都の『強み』をどう活かすか? ～これからの文化～」

ゲスト講師①：株式会社聖護院ハツ橋総本店 専務取締役 鈴鹿 可奈子 氏
ゲスト講師②：株式会社立志社 代表取締役社長 前田 弘二 氏

※第4回終了後に交流会(有料)を予定しています。

問 合 先 創業・事業承継推進課 ☎341-9782

ビジネスサポート かわら版

2019/10/11

京都商工会議所
中小企業支援部

下京区四条通室町東入
☎075-341-9780

次代へ動く。

京都商工会議所、
四条室町に誕生。



京都経済センター

ご相談は事業所のある行政区の各ビジネスサポートデスクへ



(上京区・中京区・下京区・東山区・山科区)

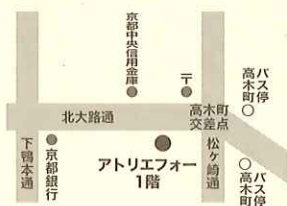
本部・ビジネスサポートデスク

TEL 075-341-9790

FAX 075-341-9797

下京区四条通室町東入 京都経済センター

※阪急「烏丸」・地下鉄「四条」26番出口直結



(北区・左京区)

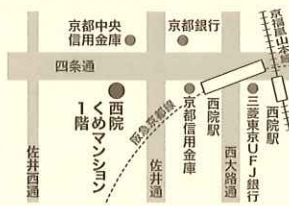
洛北ビジネスサポートデスク

TEL 075-701-0349

FAX 075-791-8505

左京区下鴨高木町6 アトリエフォー1階

※高木町バス停より徒歩2分



(右京区・西京区)

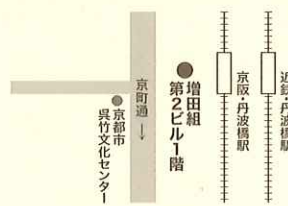
洛西ビジネスサポートデスク

TEL 075-314-8771

FAX 075-314-8911

右京区西院駅13 西院くめマンション1階

※阪急西院駅より徒歩3分



(伏見区・南区)

洛南ビジネスサポートデスク

TEL 075-611-7085

FAX 075-603-2601

伏見区京町北7丁目11 増田組第2ビル1階

※近鉄・京阪丹波橋駅より徒歩1分

地域活性化推進委員団体のご紹介

京都の振興・活性化と中小企業の経営向上を図るため、地区内の民間業種団体並びに地域団体の役員の方を「地域活性化推進委員」として委嘱しています。

高野ウエスト商店街振興組合

理事長 藤田 洋司
所在地 左京区高野西開町55-2
TEL 075-712-7612

主な活動

1989年に京都市左京区のベッドタウンである高野に発足し30年が経ちました。当商店街は生活必需品を取り扱う店舗が多く地域住民の皆様に愛される商店街を目指し色々な事業に取り組んでいます。夏に開催するガラガラ抽選会では毎回1,000個の景品を提供するなど恒例行事として定着している他、組合員による定期的な清掃活動では「安全で安心に買い物ができる」という治安面にも一役買っています。また毎年、他地域の商店街への視察研修会を実施しており他商店街との情報交換や交流、組合員相互の親睦を図っています。近年、お客様の高齢化が進む中、商店街では新たな取組として高野圏域認知症ネットと左京薬剤師会と連携し「認知症に優しい地域づくり」を目指した秋祭りを10月26日に開催します。この秋祭りを通じて地域の高齢者や子供たちを商店街と地域の各団体が協力し合って見守り、商店街や周辺地域が住みやすく元気で活力ある街となるよう活動します。



京都全魚類卸協同組合

代表者 勝村 一夫
所在地 下京区朱雀分木町市有地 京都市中央卸売市場内
TEL 075-311-6067

主な活動

日本で最初に開設された京都市中央卸売市場で生鮮海産物や淡水魚介類の仲卸を営む事業者で構成された組合です。

当組合員の取扱う生鮮魚介類は京都府内だけではなく、滋賀県や大阪府など関西圏のスーパーや料理店などに届けられ、関西圏の食文化を支えている気概を持って安心・安全の供給に取り組んでいます。

近年は家庭での「魚離れ」が叫ばれるなか、当組合では、小学生向けに「小学校出前板さん教室」や一般消費者を対象とした「市民料理教室」、産地を支援する「海援隊事業」、京都市場内で開催される「夏まつり」「鍋まつり」などを通じて、魚食普及の活動に力を入れています。

現在600億円をかけて衛生面の向上を図る市場施設整備に取り組んでいるところであり、市場開設100周年となる2027年には新しい市場に生まれ変わります。



専門相談のご案内

経営に関するご相談に専門家が適切なアドバイスを行います。お気軽にご利用ください。

相談無料 秘密厳守

相談分野	実施曜日	相談時間	受付場所	専門相談員	
事業に係わる法律	毎週(火)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	ビジネスサポートデスク	弁護士	
経営 マーケティングや生産管理、IT活用等	毎週(月)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	洛西ビジネスサポートデスク	中小企業診断士	
	毎週(火)		洛北ビジネスサポートデスク		
	毎週(水)		ビジネスサポートデスク		
	毎週(木)		洛南ビジネスサポートデスク		
事業承継	親族承継	予約制	創業・事業承継推進課 (075-341-9782)	中小企業診断士 税理士 他	
	第三者(従業員含む)への引継	毎週(月)～(金)	京都府事業引継ぎ支援センター (075-353-7120)		
税務	【税務一般】	第1～4(木)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	ビジネスサポートデスク	税理士
	【記帳指導】	予約制	全ビジネスサポートデスク		
雇用・労務管理	第2・4(金)	午後1時～午後4時 受付は3時30分まで	ビジネスサポートデスク	社会保険労務士	
不動産登記・会社登記全般	予約制		ビジネスサポートデスク	司法書士	
知的財産関係	予約制		ビジネスサポートデスク	弁理士	
許認可関係・入管手続等	予約制		ビジネスサポートデスク	行政書士	
店舗デザイン <small>※店舗デザインのご相談は、内容に応じて随時現場で対応します。</small>	予約制		ビジネスサポートデスク	商業施設士	
国際ビジネス	予約制		産業振興部 (075-341-9771)	専門アドバイザー	



マル経融資 (小規模事業者経営改善資金融資)

手数料無料

無担保で保証人不要、低金利の融資制度

融資限度額

2,000万円

(設備・運転を併せた限度額)

金利

1.21%

(2019年9月2日現在)

融資の条件

- 返済は元金均等月賦返済 (残債方式で、利息は毎月減額)
- 信用保証協会による保証も不要
- 融資限度額の範囲内で、マル経の重複や借替の利用もOK
- 返済期間は、設備：10年以内 運転：7年以内 (運転資金1年以内、設備資金2年以内の据置も可)

※ご相談の内容によっては、ご希望に沿えない場合があります。

利用の対象

- 従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)は5人以下)の事業者 (ただし、法人役員、家族従業員・パートは除く)
- 京都市内で、最近1年以上営業している方
- 所得税・法人税・事業税・住民税を完納している方
- 日本政策金融公庫の融資対象業種の方
- 従前から商工会議所の経営指導を受けている方